

## 「0円旅行クラブ」サービス利用規約

本規約は、A T G & T株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「0円旅行クラブ」に関する各種サービス（以下「本サービス」といいます。詳細は第1条ご参照。）の利用条件を定めるものであり、利用希望者は、本規約のすべての条項に同意したうえで、当社から本サービスの提供を受けることができます。

### 第1条（本サービスの内容）

当社は、本規約に定めに従って本サービスの利用を適切に申し込み、これを受けて当社が承諾した方（以下「会員」といいます。）に対して、次の各号に定めるサービスを提供します。

- (1) 航空運賃や宿泊料等の主たる旅費を負担することなく旅行する方法に関するセミナー（対面でのセミナーのほか、ZOOMやS k y p e等を活用したオンラインセミナーを含みます。）の開催
- (2) 航空運賃や宿泊料等の主たる旅費を負担することなく旅行する方法に関する個別のアドバイス及びマネジメント
- (3) 航空運賃や宿泊料等の主たる旅費を負担することなく旅行する方法に関する随時の情報提供
- (4) 前各号を担当する講師と会員ないし会員同士で交流するためのコミュニティ及び各種イベントや旅行の企画及び運営
- (5) 前各号に付随関連するサービス

### 第2条（入会条件）

本サービスの利用希望者は、本規約のすべての条項に同意することのほか、次の各号に定める条件を充たす場合に限り、当社に対し、本サービスの利用を申し込むことができます。

- (1) 行為能力に法定の制限がないこと
- (2) 本サービスを支障なく利用するに足る通信設備及び通信環境を備えていること
- (3) 第4条各号の利用料金を支払うに足る資力を有していること
- (4) 第10条第2項第4号及び同項第5号のいずれの事由にも該当しないこと
- (5) 過去に第10条第2項により除名処分を受けたことがないこと
- (6) 申込時点及び過去5年以内のいずれの時点においても真実と違わずして第11条第1項の確約をなし得ること

### 第3条（入会申込方法）

- 1 本サービスの利用希望者は、当社に対し、本規約のすべての条項を確認・同意した上で、次の各号に定める情報ないし資料を提供して本サービスの利用を申し込む旨の意思表示をすることによって、本サービスの利用を申し込むことができます。

- (1) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、LINEアカウント及び顔写真（写真加工アプリ等で改変しておらず、本人の同一性を確認できるものに限り。）
  - (2) 次条第1項の利用料金の支払いを目的とするクレジットカード利用設定に必要な各種情報
- 2 利用希望者のうち、前項に定める情報ないし資料の提供及び次条第1項第1号の入会金の支払いをいずれも完了した方は、その完了した日をもって、本サービスの提供を受ける会員の地位を得るものとします。なお、当社の催告後相当期間内にいずれも完了できなかった方は、自動的に第1項の申込みの意思表示を撤回したものとみなします。
- 3 当社は、前条各号の条件を充足しない利用希望者に関しては、本サービスの利用を承諾しません。

#### 第4条（利用料金）

- 1 本サービスの利用料金は、次の各号に定めるとおりとします。但し、会員は、第1条第4号による各種イベント、旅行等に参加する場合、その参加費用は別途支払うものとします。
- (1) 入会金 金10万円（消費税別）
  - (2) 月会費 金3万円（消費税別）
- 2 前項各号の利用料金の支払方法は、次のとおりとします。
- (1) 入会金 銀行振込又はクレジットカード払い  
※ 原則的な支払方法は、銀行振込としますので、特段のご事情によりクレジットカード払いをご要望なされる場合を除き、当社の振込用銀行預金口座情報を別途お知らせします。
  - (2) 月会費 クレジットカード払い
- 3 第1項各号の利用料金の支払期日は、次のとおりとします。
- (1) 入会金 相当期間内  
※ 前項第1号に定める支払方法ごとに支払手続に必要な情報を取得なさってから1週間以内とします。
  - (2) 月会費 各決済日に翌月分（同日から1か月分）支払い  
※ たとえば、ある月の20日に最初のクレジットカード決済を完了した方は、翌月以降も20日が決済日です。なお、この方の場合、5月20日に決済が完了する月会費は、同日から6月19日までの月会費です。

#### 第5条（禁止事項）

- 1 会員は、会員の資格を保有する期間中のみならず資格喪失後も、次の各号の行為をしてはならないものとします。
- (1) 当社、当社の役員及び従業員（本サービスの提供のため当社が業務を委託する者を含みます。以下同じ。）並びに他の会員を誹謗中傷する行為
  - (2) 本サービスに関して事実と異なる情報を流布する行為

- (3) 当社の役員及び従業員並びに他の会員の個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定める情報に同じとします。）を会員でない者に対して開示又は漏洩する行為
  - (4) 本サービスに関して知り又は知り得た情報及びノウハウ（航空運賃や宿泊料等の主たる旅費を負担することなく旅行する方法に係る各種情報を含みますがこれに限りません。）を会員でない者に対して提供し又は漏洩する行為
  - (5) 当社が開催するセミナーを当社の事前の書面による承諾を得ることなく録音ないし録画する行為
  - (6) 当社が本サービスに関連して提供した写真、映像及び音声を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に提供する行為
  - (7) 前各号に定めるもののほか、当社による本サービスの提供に支障を生ぜしめるおそれのある行為
- 2 会員は、会員の資格を保有する期間中及び会員の資格喪失後3年を経過するまでの間は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の本サービス関連事業と類似又は競合する事業を行い、又は、当社の本サービス関連事業と類似又は競合する事業を行う法人の役員に就任してはならないものとします。
- 3 会員は、会員の資格を保有する期間中、次の各号の行為ないし活動をしてはならないものとします。
- (1) 会員の地位ないし権利を第三者に貸与又は譲渡する行為
  - (2) 当社の役員及び従業員並びに他の会員に対して本サービスとは関係なく行う自己の営業上の活動や投資勧誘活動
  - (3) 当社の役員及び従業員並びに他の会員に対して行う政治的活動や宗教上の活動
  - (4) 前各号に定めるもののほか、当社の役員及び従業員並びに他の会員の迷惑となり得る行為ないし活動

## 第6条（通知情報の変更）

会員は、第3条第1項に基づき当社に提供した情報に変更が生じた場合、速やかに当社に対して変更があった旨申し出るとともに、変更後の情報を提供するものとします。

## 第7条（個人情報保護）

- 1 当社は、第3条第1項及び前条に基づき利用希望者ないし会員から取得した個人情報（以下「本件個人情報」といいます。）について、当社の役員及び従業員の限りで利用することができるものとし、当該利用希望者ないし会員から個別に同意を得た場合や法令に別段の定めがある場合を除き、第三者に対してこれを開示または漏洩しません。
- 2 当社は、本件個人情報を、次の各号に定める利用目的の範囲内又はその取得状況から明らかである利用目的の範囲内で利用するものとし、当該利用希望者ないし会員の事前の承諾がある場合又は法令で認められている場合を除き、他の目的では利用しません。
  - (1) 本サービスの提供
  - (2) 会員登録手続及び会員情報の管理
  - (3) 利用料金の支払手続（金融機関その他の決済機関に対する必要情報の提供を含む。）

- (4) 緊急時の連絡
- (5) 公的機関からの問い合わせ対応
- (6) 本サービスの品質向上及びトラブルの防止・対応
- (7) 本サービスに関する各種アンケートの実施

## 第8条（休会方法）

- 1 会員は、やむを得ない事情がある場合、月会費の次の決済日の10日前までに、LINE、電子メールその他当社の定める連絡手段で当社に対して休会を申し入れることにより、当該次の決済日から最長3か月間、休会することができるものとします。  
※ たとえば、毎月20日が決済日の方は、6月10日までに休会を申し入れることで、同月20日を始期とする休会が認められます。
- 2 休会中は、当社は当該会員に対する本サービスの提供義務を免れ、かつ、会員は当社に対する月会費の支払義務を免れます。  
※ たとえば、前項の例の場合、休会を申し入れた会員は、一方、6月20日から本サービスの提供を受けられなくなりますが、他方、同日以降の月会費の支払義務もなくなります。
- 3 当社は、休会した会員が休会后3か月を経過するまでの間に当社に対して復帰の申入れをしない場合、休会后3か月の経過をもって自動的に退会したものとみなします。

## 第9条（退会方法）

- 1 会員は、月会費の次の決済日の10日前までに、LINE、電子メールその他当社の定める連絡手段で当社に対して退会を申し入れることにより、当該次の決済日を退会日として会員の資格を喪失するものとします。  
※ たとえば、毎月20日が決済日の方は、6月10日までに退会を申し入れることで、同月20日を退会日とする退会が認められます。この場合、同日以降の月会費の支払義務はなくなります。
- 2 会員が死亡した場合、自動的に会員資格を喪失するものとします。このとき、既払いの月会費について清算は行わないものとします。

## 第10条（会員資格の停止・除名処分）

- 1 当社は、会員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該会員に対して催告し、該当事由が解消されるまでの間、当該会員の会員資格の停止処分を講ずることができるものとします。
  - (1) 第5条第3項各号のいずれかに該当する行為ないし活動をしたとき
  - (2) 支払期日において月会費の決済がされなかったとき
  - (3) 第3条第1項又は第6条に基づき会員が提供した情報ないし資料に事実と異なる点があったとき
  - (4) 前各号のほか本サービスの提供を受ける権利を行使するに相応しくない事情が存するとき

- 2 当社は、会員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該会員に対して何らの催告を要さずして直ちに除名処分を講じることができるものとします。
- (1) 第5条第1項各号又は同条第2項のいずれかに該当する行為ないし活動をしたとき
  - (2) 相当期間内に前項各号の事由が解消されなかったとき
  - (3) 故意又は過失により当社もしくは当社の役員ないし従業員又は他の会員に損害を与えたとき
  - (4) 第三者から差押え、仮差押え、租税滞納処分、破産手続開始、民事再生手続開始その他これに類する申立てを受け、又は、自ら破産手続開始、民事再生手続開始その他これに類する申立てをしたとき
  - (5) 捜査機関により逮捕もしくは起訴され、又は、第三者により刑事告訴もしくは刑事告発を受けたとき
  - (6) 前各号のほか会員の地位を保有するに相応しくない事情が存するとき
- 3 会員が第1項により会員資格の停止処分を受けたとき、その期間中、当社は当該会員に対して本サービスを提供する義務を免れますが、当該会員は月会費の支払義務は免れません。他方、会員が前項により会員資格の除名処分を受けたとき、当社は当該会員に対して本サービスを提供する義務を免れ、当該会員は当社に対して月会費の支払義務を免れます。もっとも、このとき、既払いの月会費の清算は行わないものとします。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 会員は、当社に対し、次の各号の事項について、いずれも確約するものとします。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
  - (3) 反社会的勢力に対して資金・便宜等を提供し、又は、反社会的勢力から資金・便宜等の提供を受けていないこと
  - (4) 当社又は第三者に対し、自ら又は第三者を利用して、次の行為をいずれもしないこと
    - ア 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
    - ウ 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - エ その他これらに準ずる行為
- 2 当社は、会員が前項の確約に違反した場合には、当該会員に対して何らの催告を要さずして直ちに除名処分を講じることができるものとします。また、当該確約違反により当社に損害が生じたとき、当該会員は、当社に生じた損害のすべてを直ちに賠償しなければならないものとします。

#### 第12条（責任範囲）

- 1 当社は、各会員が実際に無償で旅行することができることまでを約束ないし保証するものではなく、当社は、本サービス提供後の各会員の成果につき一切の責任を負うものではありません。

- 2 当社は、本サービスの提供に関連して生じた会員間ないし会員と第三者間のトラブルについて何ら責任を負うものではなく、かかるトラブルについては、関係する会員が自らの費用と責任により解決しなければならないものとします。
- 3 当社は、本規約もしくは法令に別段の定めがある場合又はキャンペーン等により個別の会員との間で別段の合意をした場合を除き、事由の存否ないし事由の如何に拘らず、会員に対して入会金の返金並びに月会費の返金及び清算は行わないものとします。

### **第 13 条（不可抗力）**

当社は、通信障害、天災地変等の不可抗力により本サービスの一部の提供ができない場合であっても、会員に対する月会費全額の支払請求権を失わないものとします。但し、不可抗力により本サービスの全部の提供ができない場合に限り、会員は、本サービスの全部の提供が受けられなかった期間に応じて当社に対する月会費の支払義務を免れるものとします（支払義務を免れる具体的金額については日割計算により算出するものとします。）。

### **第 14 条（損害賠償責任）**

- 1 会員は、本規約の一に違反し、又は、故意もしくは過失により、当社に対して損害を生じせしめた場合、当社に生じた一切の損害（逸失利益や紛争対応に要する弁護士費用等を含みますがこれに限りません。）を賠償しなければならないものとします。
- 2 会員は、第 5 条第 1 項第 4 号又は同条第 2 項のいずれか一に違反した場合、当社に対して違約金として金 1 0 0 万円の支払義務を負うものとします。なお、当社に同額を超える損害が現に発生した場合、当社は、当該会員に対して現に発生した損害額と違約金額の差額を別途請求することができるものとします。

### **第 15 条（誠実協議）**

当社及び会員は、本規約の解釈に疑義が生じた場合及び本規約に定めのない事項については、互いに誠実に協議して円満な解決を目指すものとします。

### **第 16 条（準拠法）**

本規約は日本国法に準拠するものとし、日本国法に従って解釈ないし適用されるものとします。

### **第 17 条（専属的合意管轄裁判所）**

本規約に関連する当社及び会員間の一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第 18 条（本規約の変更手続）**

当社は、本規約の規定内容を会員の事前の承諾を得ることなく変更することができるものとしますが、変更後の本規約に関してはウェブサイト上に掲示するなどして会員に対して速やかに周知するものとし、変更異議のある会員は、LINE、電子メールその他

当社の定める連絡手段で当社に対して申し出ることにより、第9条の定めに拘らず即時に退会することができるものとします。但し、周知後30日を経過しても異議を述べなかった会員に関しては、異議なく変更を承諾したものとみなします。

以上

2020年5月27日制定